

事務連絡
平成26年10月21日

全国社会保険労務士会連合会 御中

厚生労働省労働基準局
労災管理課長

労災保険の特別加入の加入・脱退などの手続期間の拡大について（周知依頼）

労災補償制度の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、労災保険の特別加入制度について、加入・脱退などの手続期間を拡大することとし、平成26年10月1日から改正措置を適用することとしました。具体的には、特別加入の手続期間について、これまで加入については「申請者が加入を希望する日の前の14日以内」としておりましたが、「30日以内」へと拡大する改正を行い、これに伴い申請書等の様式についても10月1日から変更しております。また、業務内容などの変更手続・特別加入制度からの脱退手続についても、同様の改正を行いました。これによって、これまでと比べて、余裕を持って特別加入の手続をすることができるようになりました。

つきましては、貴団体の関係の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

周知に当たっては、別添のとおりリーフレットを作成し、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu.html）に掲載しておりますので、御活用下さい。

なお、平成26年8月末時点で認可されていた労働保険事務組合並びに特別加入を承認されていた特別加入団体並びに海外派遣者の派遣元事業主及び団体の皆様には、厚生労働省から別途直接リーフレットを送付する予定であることを申し添えます。

10月1日から労災保険の「特別加入」の 加入・脱退などの手続き期間が広がります！

労災保険の「特別加入」に新規で加入する場合、労働局長の加入承認日はこれまで「申請の日の翌日から**14日以内**で申請者が加入を希望する日」でしたが、平成26年10月1日からは「申請の日の翌日から**30日以内**で申請者が加入を希望する日」に変わります。

(業務内容などの変更・脱退についても同様。詳細は下表をご覧ください)

また、給付基礎日額変更の事前申請も、3月18日から3月31日までの14日間で手続きが可能でしたが、これからは、3月2日から3月31日までの30日間で手続きができるようになります。

これによって、以前に比べ、余裕を持って労災保険の特別加入の手続きをすることができます。

各種手続きの例		手続可能期間	
1	平成26年11月1日から加入したい場合	これまで	平成26年10月18日から10月31日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 2日から10月31日まで (30日間)
2	平成26年11月1日から業務内容などを変更したい場合	これまで	平成26年10月18日から10月31日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 2日から10月31日まで (30日間)
3	平成27年度から給付基礎日額を変更したい場合	これまで	平成27年 3月18日から 3月31日まで (14日間)
		これから	平成27年 3月 2日から 3月31日まで (30日間)
4	平成26年11月1日で脱退したい場合	これまで	平成26年10月19日から11月 1日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 3日から11月 1日まで (30日間)

※4 脱退の場合のみ、当日の手続きも可能

給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている方は、3月の事前申請をお勧めします！

- ◆給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末(3月)に行うことをいいます。
- ◆給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(平成27年6月1日から7月10日まで)にも行うことができますが、平成27年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、27年度には給付基礎日額を変更することができません。

ご不明な点は都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。



○厚生労働省告示第三百八十八号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

様式第三十四号の七（表面）、様式第三十四号の八（表面）、様式第三十四号の十（表面）、様式第三十四号の十一（表面）及び様式第三十四号の十二（表面）中「14日以内」を「30日以内」に改める。